



静岡県地方版
第387号
2024-3-15

治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟
〒427-0034
静岡県島田市伊太
1301-18早崎方
TEL・FAX
0547(36)4014

私たちの 運動の基本

ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために

一、治安維持法体制の復活に反対する

一、国は戦前の治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること

一、国は治安維持法の犠牲者に謝罪と補償をおこなうこと

「戦争する国づくり」許してはならない

県本部理事 銘荊 弘実

台湾有事の想定避難計画を「赤旗」日刊紙2月28日付を見てびっくりです。

有事を想定した沖縄本島先島諸島の住民避難計画に関し、宮古地域は鹿児島空港、八重山地域は福岡空港を経由地として各地の避難先へ移送方向で調整に入ったとのこと。本島は対象外で屋内避難とした。果たしてこの計画が無事に出来るのか疑問です。まして本島には130万人を超える人がいます。先島諸島にも住民、観光客合わせて12万人。ましてや台湾有事ともなれば一番に先島諸島に人々が避難してきます。石垣島にはブランド牛の石垣牛がいます。ほかの家畜も多数いる。こういう動物はどうするのか。果たしてこの図上計画が現実的に実行出来るのか疑

問に思えてなりません。

沖縄本島に関しては、極東最大の嘉手納基地が有り、米軍施設が数多く、有事の際は真っ先に基地が攻撃されるものと思います。なぜ政府は閣議決定でこのような無謀な計画をたてるのか不安です。

日本の歴代総理は、なぜ直接紛争国に平和外交を行わないのか疑問に思えてなりません。東南アジア諸国を見習うべきではないか。よもや政府は先の大戦で地上戦が行われた沖縄を再び戦場にするのか。

忘れたわけではあるまいが、この様な人達を国のトップに選んだ私たち国民の責任もあるのではないのでしょうか。来るべき総選挙で自民党政治を終わらせ、真に国民の命と暮らしを守っていける政府をつくっていかうではありませんか。

(焼津市・めかる ひろみ)

第七回県本部理事会を開催

3/12、静岡国労会館において第七回県本部理事会が、理事と会計監査14人の参加のもとに開催されました。

最初に江川佐一会長が開会あいさつ。今年の3・1ビギンデー集会に一五〇〇人を超える人が参加し「日本も核兵器禁止条約に参加を」の運動を広げようとのアピールを採択した意義を強調、岸田内閣が、自民党の政治資金パーティー裏金問題の真相解明に背を向け、説明責任を果さないまま衆院で二四年度予算を強行採決しました。自民党の裏金問題は引き続き国会で追及されています。能登半島地震被災も困難が続いており、従来の枠を超えた支援が求め垂れています。このような情勢のもと、わが同盟は全国大会の成功のためにも会員拡大と請願署名の目標達成をめざして頑張っていこう、と訴えました。

続いて情勢報告を佐野正明副会長、活動のまとめと当面の課題についての報告を早崎末浩事務局長が行いました。

情勢報告は、国内情勢、国際情勢、県内情勢について行いました。

自民党の政治資金パーティーの裏金問題は、国会で野党の追及が続いています。2/29の衆院政倫審でも疑惑の解明はなされず、疑惑が深まるばかり。岸田首相も問題を解明し打開をはかる姿勢が感じられない状況が続いており、各種の世論調査でも岸田内閣の支持率は過去最低を更新し、自民党の支持率も大きく低下しています。共産党の田村智子委員長は

5日の参院予算委員会で自民党の裏金問題が組織的犯罪であることを示し、企業と自民党癒着の実態を明らかにして徹底した事実解明と金権腐敗の根である企業・団体献金の全面禁止を強く求めました。

会員拡大・国会請願署名の推進を

活動のまとめと当面の活動方針については、会員拡大と国会請願署名の推進を中心に行われました。

会員拡大は継続的にとりくみがはかられています。が、亡くなられる方もあって、これらを乗り越えて前進していくためには、さらに大きなとりくみにしていく必要があります。思い切って声掛けの対象者を出し合い、全支部のとりくみにしていくことで500人会員を節目にとりくみを広げ、6月の全国大会めざして520人目標を実現していきましょう。会員拡大のステップともなる「わが青春つきるともー」の上映会が志太榛原支部では5月に吉田（18日）、焼津（19日）、藤枝（25日）、島田（26日）と進めており、岳南支部でも5月に上映会を計画しています。これらも重視しながらとりくみを促進しましょう。

また、請願署名の到達は現在、目標の4割台です。5月15日に予定されている国会請願行動までに目標をやりぬいていくために全会員のとりくみにして、5人、10人と署名をまとめていきましょう。

私と国賠同盟

志太榛原支部 木村 次郎

私は国賠同盟に加入してまだ数年しか経っておりませんし、活動らしい活動もできておりませんが、「わが青春つきるとも」を観まして、小林多喜二が特高に撲殺されたような戦前・戦中のような日本にさせては絶対にいけないと強く感じました。

しかし、現実の日本の国の現状は自民・公明・維新・国民等の改憲勢力が国会議員の3分の2を超えるまでになっています。日本の政治の現状は非常に危うい状態にあると思います。実際に改憲状態を呈している改定安保三文書が成立しており、国防予算が全予算の2%を超えるのではないかと思います。アメリカに追従しアメリカの戦争に巻き込まれる状況を作り出しています。それを実行することを許す憲法改悪は、絶対に阻止しなければと感じている今日この頃です。微力な私ですが、どうぞよろしくお願いします。

(島田市・きむら じろう)

3/2に国際女性デー静岡県集会を開催

3月2日午後1時半から3時半、静岡県男女共同参画センター「あざれあ」においてZOOMも使って国際女性デー静岡県集会を開催。性暴力被害者の権利擁護活動、セクハラ、DV、ポルノグラフィの問題を専門とする弁護士角田由紀子さんが「日本のジェンダー平等はどこまで進んでいるのか」と題して記念講演を行い、参加者に感銘を与えました。

中東遠支部の懇談会に29人が参加

中東遠支部は、2月23日午後1時半より掛川市北門公民館において「弾圧犠牲者が語るビデオ上映と今に生きる特高警察の実態を語る」懇談会を開催、29人が参加しました。参加者からは、「勉強になった」「初めて知った」「これからは企画して欲しい」などの感想が出されました。

訃報

◇志太榛原支部・斎藤喜四郎さん、2月20日死去、96歳。元日本共産党焼津市議（5期）

◇志太榛原支部・出木 充さん、2月28日死去、88歳。元中部電力人権侵害思想差別撤廃訴訟原告

◇岳南支部・金井政二さん、3月1日死去、83歳。ご冥福をお祈り致します。

会員拡大と国会請願署名到達

2024・3・12現在

支部	会員拡大					国会請願署名							
	目標	1月 到達	増減	現在 到達	うち夫 婦会員	団体 目標	1月 到達	増分	現在 到達	個人 目標	1月到達	増分	現在 到達
伊豆	27	24		24	6	40	0		0	280	10		10
沼駿	60	58	-1	57	14	48	15	+1	16	640	225	+15	240
岳南	25	18	-2	16	6	32	19		19	280	134		134
清水	45	35		35	8	50	23		23	900	152	+436	588
静岡	45	34		34	2	64	0		0	400	0		0
志太榛原	140	141	+1-2	140	36	40	30		30	320	278	+15	293
中東遠	105	104	+1	105	20	40	31	+2	33	320	238	+92	330
西部	73	70	+3	73	8	64	3	+4	7	600	164	+40	204
県本部	-	-	+5-5	-		22	1		1	260	0		0
合計	520	484	+2-2	484	100	400	122	+7	129	4,000	1,201	+598	1,799

しずおか同盟文芸

※※ 短歌 ※※

(会員の皆さんの作品を適宜紹介します。
作品をお寄せ下さい。)

予定なし 今日にはゆつくりできるかと
テレビ覗けば「ガザ」の映像

島田市 芝田 令子

若き頃のあきらめし夢 今思う

『一握の砂』啄木の歌

島田市 松浦 直巳

ビキニデー 被爆七十年目の3・1は
核廃絶へ 新たな年

静岡市 松浦美智世

編集後記

▼自民党の政治資金パーティ裏金問題は、依然霧の中に包まれたままです。衆院、参院の政倫審の審議を通して問題の中心の安倍派幹部は「知りません」「記憶にない」と逃げの一手です。“火の玉”を振りかざした岸田首相も自ら説明をはかる気迫がみられません。自民の混迷で国民の不信は広がるばかりです。▼このような中でも軍拡予算を強行し、「戦争をする国」づくりをすすめる岸田内閣。国民の命と暮らしを託するに値しない自民党政治を転換する時です。

S・H



椿のちぎり絵 見機 久礼 作

地しはりの花

国際女性デー静岡県集会!!

治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟

静岡県 女性部 No.5
2024年 3月15日

3月8日は、国際女性デーです。
世界の各地で、平和と生活向上、ジェンダー平等をめざす、
女性の共同行動が行われました。
静岡県は、各団体参加の実行委員会形式で、3月2日(土)
に「あざれあ」で開かれました。現地参加は39人、リモテ
参加は12人、計51人でした。国賠署名
は35筆集まりました。ご協力、ありがとうございます。

当日は、弁護士の角田(つのだ)由紀子さんの講演と各分野
の方の報告がありました。

角田さんの講演は、大変詳しいレジメに添って進められ
改めて、ジェンダーとは？男女平等とは？を考えさせられました。
売春防止法の欠陥、売春を罰し、買春は罰しないという
姿勢が現在の男女賃金差別につながると語られたことは、
目を開かされた思いです。法律を変えさせる運動が必要
だと、言い切りました。勉強になりました。

2月の新女性会員... 2名の方が会員
になりました。中東支支部と西部支部の方です。
。。大歓迎です。。

女性紙会の日を決めました。
2024年10月10日です。皆さん、どうぞよろしく。

国際女性デー講演会角田由紀子さん感想!

——日本のジェンダー平等はどこまで進んでいるのか——

なぜ日本はほとんどジェンダーギャップ指数が大きくて悪く=世界
125位なのか?疑問に思っていたがこの話を聞いて解けました。

『①ケア労働者の過酷な状況一女でもできる簡単なことだから無償で
②明治時代からの家父長制社会の考え方がまだ生きているから。等々、
そして今回見落としてきたものとして性売買社会の許容あるいは促進で
あるとの指摘に目からうろこでした。世界で一番買春が自由にでき、罰
則がないとの事でした。1956年制定の売春防止法は女性のみが勧誘をし
たことで犯罪になる法律。しかし、スウェーデンフランス、スペイン最近
は韓国でも買ったものの処罰の法律がある。現在でも自分の手で自分を
養うのは大変女性は男性より低い賃金で正社員で働いても生涯賃金で1
億円の差がある。働いても報われることは少なく、容易に暴力の対象と
される』

「性と法律」のあとがきを読み弁護士角田由紀子さんの大ファンになり
ました。「言うまでもなくわたしとかかわって下さった多くの方々のちか
らであることを、かみしめている。40年近い時間を振り返ることになっ
たが、日本の女性たちがやってきたことは未来の希望を生み出すもので
あった。わたしたちは自信を持ちたい。今の政治状況を見ると絶望的な
気持ちになってしまいそうだが、希望を捨てずに人間が本当に尊重され
る社会を作る仕事に私ももう少し参加したいと願っている・・・」

2023年刑法の改正でようやく不同意性交罪が導入された。

課題は堕胎罪がまだある。配偶者の同意要件がある。夫婦別姓は1996
年に要綱ができたが自民党の反対で成立せずのまま。

東京都で売春しそうな人を支援している団体=コラボへのカンパを集め
ました。(大石潤子) 「性と法律」岩波新書ご一読ください。

【しなやかに軽やかに時には強く】NO.3 治安維持法について

治安維持法は1925年に成立したが、その後1928年、1941年と改悪され一番重い刑は死刑になった。当初は国体の変革を支援し、準備した者を取り締まる目的で制定された。(小林多喜二虐殺等々)

戦争の拡大と共に取り締まりの対象は平和主義者、自由主義者、一般市民にも広がり、恋愛小説(谷崎潤一郎の細雪等)までもが発禁処分となる。宝塚歌劇団始め演劇劇団は解散させられた。映画人、芸能人も動員され、海外にまで軍隊の慰問団として派遣され命を落とした人もいた。さらに、8月15日の終戦後も治安維持法違反の逮捕者をすぐには釈放しなかった。その一人哲学者の三木清は9月26日に獄中で病死した。48歳だった。哲学者戸坂潤も8月9日獄死した。見機久礼さんの父親の伊東三郎=磯崎巖さんは戦後も活躍。

「1925年から20年間で治安維持法違反で逮捕されたのは数十万人、送検されたのは75681人(起訴5162人)警察署で虐殺されたのは95人、病気、衰弱等で獄死したのは400人以上に上る。」(治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟要求請願書の趣旨より)という。

しかし、戦後になっても治安維持法違反で犠牲になった人の補償は全くされず国として調査も謝罪もしていないという。これを何とか変えようと1968年結成されたのが国賠同盟(略称)だ。今急がないと犠牲者がみんな亡くなってしまう。治安維持法は戦前の事と思っていたら秘密保護法が成立し、いよいよ安全保障法制で戦争で

大切な思想、学問、言論、出版、結社、政治活動の自由

きる国になってしまう。今また報道の自由や言論の自由、表現の自由なども危なくなってきた。過去の過ちをしっかりと謝罪し賠償してこそこれからの方向を誤らないで進めるはずだと思う。(ドイツ政府の戦争責任の取り方と違いすぎる)今すぐにでも犠牲者に対し国として対応し名誉を回復させてほしい。若い人も関心を持ってほしい。国会請願署名に取り組み紹介議員も年々増えてきている。

治安維持法の前には治安警察法があり、新聞、出版に対する検閲などその前段階がある。1909年新聞紙法や1893年成立の出版法は、発行者に対して掲載を強制し、あるいは掲載の禁止・制限をなしうることを規定していたし、発売頒布の禁止・差し押えもできることになっていた。警察、特高警察と軍部による検閲によって、学問・言論・出版の自由はきびしく制約されていた。出版法も出版条例同様、発行届出制をとったが、安寧秩序妨害、風俗壊乱等の内容の文書図画を禁止し、禁止事項違反に対しては軽禁錮、罰金に処するほか、検事や内務大臣に仮差押え、出版差止めなどの権限を与えた。さらに1934年(昭和9)の改正で、皇室の尊厳を冒瀆(ぼうとく)したり、

(美濃部達吉帝国大学、貴族院議員天皇機関説に対する弾圧の事件等)犯罪を扇動するものを禁じるとともに、蓄音機レコードについても出版法の規定を準用することとした。出版法は書籍のほか、もっぱら学術、技芸、統計、広告の類を記載する雑誌も規制の対象とした。

「戦前になった」と言われる今こそ国の謝罪と賠償を求めよう！